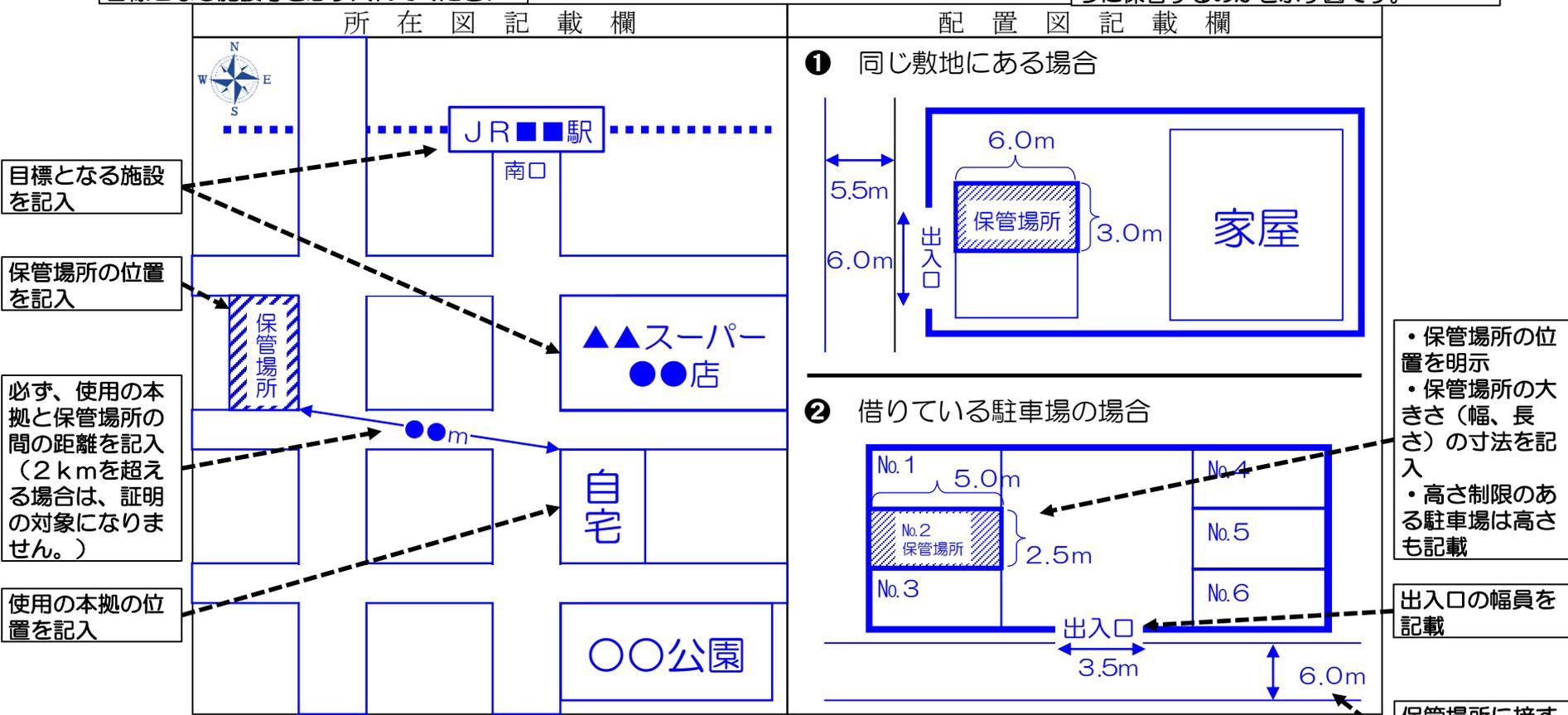


- ★消えるボールペンや鉛筆は使用できません。
  - ★次の場合は所在図（左側）の作成を省略することができます。
    - 自動車の使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一である場合。
    - 使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同一である場合。
- ただし、警察署長が必要と認めた場合は、所在図の提出を求められることがあります。

★所在図  
使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所を含む近隣の地図になります。目標となる施設等を必ず入れてください

### 保管場所の所在図・配置図

★配置図  
申請・届出対象の自動車を、保管場所として使用する土地に保管可能か、どのように保管するのかを示す図です。



目標となる施設を記入

保管場所の位置を記入

必ず、使用の本拠と保管場所の間の距離を記入（2 kmを超える場合は、証明の対象になりません。）

使用の本拠の位置を記入

・保管場所の位置を明示  
・保管場所の大きさ（幅、長さ）の寸法を記入  
・高さ制限のある駐車場は高さも記載

出入口の幅員を記載

保管場所に接する道路の幅員を記載

- 備考 1 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。  
 2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。  
 3 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。